

下関市立大学大学院経済学研究科担当教員資格審査規程

平成 20 年 3 月 3 日

規 程 第 10 号

改正 平成 22 年 9 月 24 日規程第 15 号
平成 27 年 3 月 26 日規程第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、研究科担当教員の資格審査に関し、必要な事項を定める。

(審査の基本方針)

第 2 条 この規程に基づく研究科担当教員の資格審査は、下関市立大学に所属する教員のうち、経済学、商学又はこれに密接に関連する分野を専攻し、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者について行うものとする。

2 資格審査にあたり、研究歴及び教育歴に換算し得る実務歴等の事項については、特別の考慮をすることができるものとする。

(審査基準)

第 3 条 研究科担当教員は、次の各号に掲げる担当の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者でなければならない。

(1) 講義を担当する教員 担当科目と関連する専門分野について公表された論文 8 点以上の研究業績を有し、かつ、次のア、イ又はウのいずれかに該当すること。

ア 博士の学位を有すること。

イ 教授歴が 3 年以上であり、かつ、研究業績が博士の学位を有する者と同等と認められること。

ウ 特にア又はイのいずれかに該当する者に準ずると認められること。

(2) 演習（研究指導）を担当する教員 担当科目と関連する専門分野について公表された論文 16 点以上の研究業績を有し、かつ、次のア、イ又はウのいずれかに該当すること。

ア 博士の学位を有し、かつ、1 年以上の研究科（他大学院における研究科を含む。イ及びウにおいて同じ。）講義担当教員の経歴を有すること。

イ 教授歴が 3 年以上あり、研究業績が博士の学位を有する者と同等と認められ、かつ、2 年以上の研究科講義担当教員の経歴を有すること。

ウ 特にア又はイのいずれかに該当する者に準ずると認められること。ただし、研究科講義担当教員の経歴は 3 年以上とする。

(審査手続)

第 4 条 資格審査を希望する者は、必要な審査書類を添えて、所定の期日までに研究科長（下関市立大学の運営組織等に関する規程（平成 19 年規程第 3 号）第 5 条第 1 項に規定する研究科長をいう。以下同じ。）に申し出なければならない。

- 2 研究科長は、前項の規定による申し出がなされたときは、研究科担当教員の資格の審査を円滑に行うため、大学院資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- 3 審査委員会は、大学院研究指導委員会において選出された3名の委員をもって構成する。ただし、研究科長は、必要があると認めるときは、大学院経済学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の意見を聴いて、1名に限り大学院研究指導委員会の委員以外の者を審査委員会の委員に加えることができる。
- 4 審査委員会は、資格の審査を行い、その経過及び結果を研究科長に報告する。
- 5 研究科長は、前項の報告を受け、資格審査を希望する者に係る教育研究業績の審査結果の妥当性について研究科委員会に対し意見を求める。
- 6 研究科委員会は、前項の規定による研究科長の求めを受けたときは、審査結果の妥当性について投票を行う。この場合研究科委員会は構成員の3分の2以上の出席がなければ投票を行うことができない。
- 7 前項に定める投票において審査結果を妥当とするためには、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たさなければならない。
 - (1) 講義を担当する教員の場合 講義を担当する教員及び演習（研究指導）を担当する教員の投票によりその3分の2以上の票を得ること。
 - (2) 演習（研究指導）を担当する教員の場合 演習（研究指導）を担当する教員のみ投票によりその3分の2以上の票を得ること。
- 8 前2項の規定による投票は、単記無記名とする。
(認定)

第5条 研究科長は、前条第5項の規定に基づく研究科委員会の意見を聴いて、資格の認定について判断し、適当と認めるときは、当該認定について教育研究審議会に審議を求める。

- 2 学長は、前項の規定に基づく審議の結果、承認されたときは、当該資格を認定する。
(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、研究科担当教員の資格審査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月3日から施行する。

附 則（平成22年9月24日規程第15号）

この規程は、平成22年9月24日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第50号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。